

訪問看護重要事項説明書

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	ファイナシニアけやき 訪問看護ステーション
所在地	〒506-0053 岐阜県高山市昭和町3丁目180-1
連絡先	0577-57-5858
管理者名	川上 孝子
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	2162790139号
サービス提供地域	高山市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日(月～金)	午前8:30～午後5:30
定休日	土曜日・日曜日・国民の祝日(振替休日を含む) 年未年始(12月31日から1月3日)

(3) 職員体制

令和8年4月6日現在

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師(訪問看護師と兼務)	1名	名	1名
看護師	看護師(兼務)	4名	2名	6名
理学療法士	(兼務)	1名	名	1名
作業療法士	(兼務)	1名	名	1名
言語聴覚士		名	名	名

2 当事業所の連絡窓口(相談・苦情・キャンセル連絡など)

TEL : 0577-57-5858 fax0577-57-5859

担当部署 : ファイナシニアけやき 訪問看護ステーション

担当者 : 川上 孝子

受付時間 : 午前8:30～午後5:30

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

高山市高齢福祉課 tel:0577-35-3178 fax:0577-35-4884

岐阜県国民健康保険団体連合会 tel:058-275-9826 fax:058-275-9640

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 利用料金

(1) 利用料金（介護保険1割負担の場合）

サービス所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	314円	393円	471円
30分未満	471円	589円	707円
30分以上1時間未満	823円	1029円	1235円
1時間以上1時間30分未満	1,128円	1410円	1692円
リハビリ訪問 (理学療法士等による訪問)	294円	368円	441円

6時～8時 18時22時

22時～6時

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

○サービスの加算料金

加算項目	単位	基本料金
初回加算 (I)	350単位	350円
初回加算 (II)	300単位	300円
特別管理加算 (I) (1月につき)	500単位	500円
特別管理加算 (II) (1月につき)	250単位	250円
緊急時訪問看護加算1 (1月につき)	600単位	600円
ターミナルケア加算 (死亡月)	2,500単位	2,500円
複数名訪問加算	所要時間30分未満の場合 (I)	254単位
	所要時間30分未満の場合 (II)	201単位
	所要時間30分以上の場合 (I)	402単位
	所要時間30分以上の場合 (II)	317単位
長時間訪問看護加算	300単位	300円
入院時情報連携加算 (I)	250単位	250円
入院時情報連携加算 (II)	200単位	200円
退院時共同指導加算	600単位	600円
看護・介護職員連携強化加算	250単位	250円

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

<1ヶ月の利用料の目安>

$$\text{〇〇〇単位} \times \text{【サービス利用回数】} \times 0.1 = \text{合計} \text{ (A) } \text{円}$$

↓

$$\text{(A) } \text{円} + \text{【加算料金】} + \text{【保険外費用】} = \text{利用料金合計} \text{ } \text{円}$$

(2) 利用料金（医療保険の場合）

老人訪問看護：下記料金の1割又は3割（一定以上所得のある方）

一般訪問看護：下記料金の3割又は2割（就学前まで）

基本療養費	看護師	准看護師	理学療法士・作業療法士等
週3日まで (同一日に2人まで)	5,550円/日	5,050円/日	5,550円/日
4日目以降 (同一日に2人まで)	6,550円/日	6,050円/日	
週3日まで (同一日に3人以上)	2,780円/日	2,530円/日	2,780円/日
4日目以降 (同一日に3人以上)	3,280円/日	3,030円/日	

管理療養費	月の初日	7,670 円/日
	2 日以降	2,500 円/日

※医療保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

※夜間 18 時から 22 時 早朝 6 時から 8 時は 25 % の加算となります。※深夜 22 時から翌日 6 時は 50 % の加算となります。

○サービスの加算料金

加算項目	加算料金	
特別管理加算	2,500 円 (5,000 円) /月	
緊急訪問看護加算	2,650 円/日	
難病等複数回訪問加算	(1) 1 日 2 回の場合	
	同一建物内 1 人	4,500 円/週
	同一建物内 2 人	4,500 円/週
	同一建物内 3 人以上	4,000 円/週
	(2) 1 日 3 回以上の場合	
	同一建物内 1 人	8,000 円/週
	同一建物内 2 人	8,000 円/週
同一建物内 3 人以上	7,200 円/週	
長時間訪問看護加算	5,200 円/週	
退院時共同指導加算	6,000 円/月 (難病の方は月 2 回まで)	
退院支援指導加算 (難病等の方)	6,000 円	
在宅患者連携指導加算	3,000 円/月	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円 (月 2 回まで)	
24 時間対応 (連絡) 加算	6,800 円/月	
ターミナル療養費 1	25,000 円	
情報提供療養費	1,500 円/月	
複数名訪問加算	看護師等 同一建物内 1 人	4,500 円/週
	同一建物内 2 人	4,500 円/週
	同一建物内 3 人以上	4,000 円/週
	准看護師 同一建物内 1 人	3,800 円/週
	同一建物内 2 人	3,800 円/週
	同一建物内 3 人以上	3,400 円/週
	看護補助者 (別に厚生労働大臣が定める場合を除く)	
	同一建物内 1 人	3,000 円/週
	同一建物内 2 人	3,000 円/週
	同一建物内 3 人以上	2,700 円/週
	看護補助者 (別に厚生労働大臣が定める場合)	
	(1) 1 日 1 回の場合	
	同一建物内 1 人	3,000 円/週
	同一建物内 2 人	3,000 円/週
	同一建物内 3 人以上	2,700 円/週
	(2) 1 日 2 回の場合	
	同一建物内 1 人	6,000 円/週
同一建物内 2 人	6,000 円/週	
同一建物内 3 人以上	5,400 円/週	
(3) 1 日 3 回の場合		
同一建物内 1 人	10,000 円/週	

看護

	同一建物内 2 人 10,000 円/週
	同一建物内 3 人以上 9,000 円/週

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が 2 時間以上の指定訪問看護を行った場合加算する。

医療保険法が改正になりました場合、利用料金に変更となります。 保険証、医療受給者証などを確認させていただきます。変更がありましたらお知らせ下さい。

○訪問看護ベースアップ評価料

訪問看護ベースアップ評価料 (I)	780 円
-------------------	-------

※訪問看護ステーションが、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合利用者 1 人につき、月 1 回を限度として算定する。

(3) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

通常の介護保険サービスを超えて利用された場合		
介護保険給付対象外のサービス	30 分につき	2,500 円 (税抜き)
複写物	1 枚につき	無料
死後の処置		20,000 円

(4) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	1 km につき	20 円
-----	----------	------

(5) キャンセル料金

①ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の 30%
③ご利用日訪問時に不在の場合	当該基本料金の 50%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(6) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月末日頃までに請求しますので、指定された方法でお支払いください。

(7) 訪問看護指示料

訪問看護を行う上で、主治医の指示書が必要となります。訪問看護指示料に関しましては、指示書を出して頂く医師の医院・または病院へ受診時に支払って頂きます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 7 日前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の 1 ヶ月までに、文書で通知いたします。

- ③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）
- ・ご利用様が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕、要支援1または要支援2と認定された場合
 - ・ご利用様が亡くなられた場合
- ④ 契約解除
- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用様は即座に契約を解約することができます。
 - ・ご利用様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。
- ⑤ その他
- ・ご利用様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
 - ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
 - ・ご利用様に、他のご利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、別にご提出頂いたリストに基づき関係各位へ連絡します。

7 虐待防止のための措置

虐待の防止に関する責任者を選定し、従業者に虐待の防止を啓発、普及するための研修を実施します。万一、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村に報告します。

また、虐待の早期発見のため、行政の行う調査には協力します。

8 身体拘束の禁止

原則として、利用者の事由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

【事業内容】

訪問看護

【事業者】

住 所：〒506-0825 岐阜県高山市石浦町5丁目1番地

社 名：医療法人三継会

代 表 者：理事長 山下直哉 印

【事業所】

住 所：〒506-0053 岐阜県高山市昭和町3丁目180-1

事業所名：ファインシニアけやき 訪問看護ステーション
(2162790139)

担当者 川上 孝子 より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

【ご利用者】 住 所 _____

氏 名 _____ 印

【代理人】 住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄 _____)